

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 1 7 号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年設楽町規則第28号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「時間)」を「時間」に改める。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(条例第17条の2第2項の規則で定める期間)

第23条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年設楽町規則第28号）新旧対照表

改正後	改正前
（介護休暇） 第16条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ____ ____4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第16条の3 （略） 2 _____ _____育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間____を超えない範囲内の時間とする。 ____（条例第17条の2第2項の規則で定める期間） 第23条 条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。 （休暇簿等の様式） 第24条 （略） （報告） 第25条 （略） （その他） 第26条 （略）	（介護休暇） 第16条の2 （略） 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第16条の3 （略） 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定による_____ _____部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日_____）については、<u>当該2時間_____から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。 （休暇簿等の様式） 第23条 （略） （報告） 第24条 （略） （その他） 第25条 （略）